

である。

また、年平均気温は15℃前後、年平均降水量は1,500mm程度であり、本県では最も温暖な気候に恵まれている地域である。

② インフラの整備状況

鹿島臨海工業地帯は、昭和36年に策定された「鹿島臨海工業地帯造成計画（マスタープラン）」に基づき、鹿島灘沿岸の広大な土地と霞ヶ浦、北浦の豊かな水源を生かし、工業用地の造成と併せ、掘込港湾である鹿島港や、道路、鉄道、工業用水等の関連インフラの整備が計画的に進められてきた。

特に、鹿島港は、原材料や製品の海上輸送基地として重要な役割を担い、平成23年には国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されている。さらには、太平洋側で唯一の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定され、重厚長大な部材の搬出入や保管に耐えられるよう岸壁や埠頭用地などが整備されている。

また、首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道水戸線など、広域交通ネットワークの整備も進展している。

③ 産業構造

本地域には、鹿島港を中心として鹿島臨海工業地帯が形成されており、石油精製、石油化学、鉄鋼の基礎素材産業のみならず、食品・飼料産業も集積し、国内最大の需要地である首都圏への食糧供給基地としても重要な位置付けにあるほか、本地域は火力・太陽光・風力・バイオマス等の発電所が稼働する国内屈指のエネルギー供給拠点にもなっている。

そのなかでも、特に本地域は製造業を中心とした経済構造をなしている地域であることから、本地域の製造業に係る製造品出荷額について注目すると、地域全体の製造品出荷額は約2.1兆円となっており、これは茨城県全体での製造品出荷額（約12.2兆円）の約17%にあたる数字となっている。とりわけ、製造業のうち化学工業及び鉄鋼業が製造品出荷額の主な割合を占めており、特に化学工業が約9,500億円で県全体の約60%を占め、鉄鋼業が約4,700億円で県全体の約72%を占めるなど、茨城県の基礎素材産業を支える重要な地域であることが分かる。[出典]「令和3年経済センサスー活動調査」

また、鹿島臨海工業地帯の後背地に位置する潮来市は、東関東自動車道水戸線等の交通インフラの整備に併せ、首都圏と鹿嶋市・神栖市を結ぶ結節点としての重要性が今後益々高まることが見込まれることから、鹿島コンビナートにおける基礎素材産業の製品を原材料とした川下産業に加え、物流産業の集積も期待されている区域である。

さらには、鹿島港の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）指定に伴い、地元鹿嶋市においても令和5年12月に「鹿嶋市洋上風力発電事業推進ビジョン」が策定されるなど、鹿島港外港地区を核として、洋上風力産業の立地集積や地元企業の関連産業への参入、新たな企業誘致、洋上風力発電の導入促進により、カーボンニュートラル、SDGsの実現が期待されている。

このほか、本地域は、日本有数のプロスポーツクラブである「鹿島アントラーズ」の本拠地及びホームタウンとなっており、毎年数多くのサッカーファンが試合観戦等の目的のため、カシマサッカースタジアム及び本地域を訪れている。現在は、鹿島アントラーズ主導で鹿嶋市内に新たなスタジアム建設に向けた検討を進めているところであり、新施設の整備による、新たな観光資源の創出により、更なる交流人口の増加を目指している。

<人口分布の状況>

人口については、鹿嶋市約 65,000 人、潮来市約 27,000 人、神栖市約 94,000 人となっており、約 18.6 万人の区域となっている。本区域の人口はここ数年減少傾向にある。(茨城県の人口と世帯令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日現在)。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は全産業の売上高の約5割、付加価値額の約4割を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。鉄鋼、石油精製・石油化学等の基礎素材産業を中心とした企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業等における質の高い雇用の創出が、域内の他産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

[出典]「令和3年経済センサスー活動調査」

(2) 経済的効果の目標

区分	現状	計画終了後	増加率
地域経済索引事業の付加価値創出額	730 百万円	1,883 百万円	157.9%

(算定根拠)

- ・地域の特性を活用する分野に当てはまる産業分類ごとに1事業所あたりの付加価値額を設定し、想定事業数及び生産波及効果を乗じて付加価値創出額を算出し、その数値を積み上げ、1,153百万円の付加価値額を創出することを目指す。

産業分類	付加価値創出額	1事業所あたりの付加価値額	想定事業数	生産波及効果
製造業	255 百万円	196 百万円	1件	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	694 百万円	267 百万円	2件	1.3
運輸業、郵便業	133 百万円	95 百万円	1件	1.4
宿泊業、飲食サービス業	71 百万円	59 百万円	1件	1.2
合計	1,153 百万円	-	5件	-

- ・宿泊業、飲食サービス業については、1事業所あたりの付加価値額が10百万円であり、計画の承認要件である県の1事業所あたり付加価値額が(5,917万円)を下回るため、便宜的に「59百万円」を設定。
- ・想定事業者数は過去(H30～R5)の承認実績(3件)を採用。運輸業、郵便業及び宿泊業、飲食サービス業については申請実績がないため、1件を目標とする。

(1 事業所あたりの付加価値額)

産業分類	純付加価値額	事業所数	1 事業所あたりの付加価値額
製造業	1,923,345 百万円	9,826	196 百万円
電気・ガス・熱供給・水道業	76,441 百万円	286	267 百万円
運輸業、郵便業	334,181 百万円	3,529	95 百万円
宿泊業、飲食サービス業	112,866 百万円	11,100	59 百万円

・宿泊業、飲食サービス業については、1 事業所あたりの付加価値額が 10 百万円であり、計画の承認要件である県の 1 事業所あたり付加価値額が (5,917 万円) を下回るため、便宜的に「59 百万円」を設定。

・茨城県鹿島臨海地域基本計画における地域の特性は 4 分野あり、それぞれ経済センサスにおける業種として①は製造業、②は電気・ガス・熱供給・水道業、③は運輸業、郵便業、④は宿泊業、飲食サービス業に分類される。

[出典]「令和 3 年経済センサスー活動調査、茨城県産業関連表 平成 27 年」

・現状については地域の特性を活用する分野に当てはまる産業分類ごとに令和 3 年経済センサス活動調査より 1 事業者あたりの付加価値額を設定し、地域経済牽引事業計画の承認実績 3 件 (運輸業、郵便業及び宿泊業、飲食サービス業については申請実績なし) を乗じて付加価値創出額である 730 百万円とした。

[出典]「令和 3 年経済センサスー活動調査」

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済索引事業の承認事業件数	3 件	8 件	166.7%

(算定根拠)

・地域の特性及びその活用戦略ごとに想定事業数を目標として設定し、計画期間内で新たに 5 件の索引事業の創出を目指す。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,917万円(茨城県の1事業所あたり平均付加価値額(令和3年経済センサス-活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に係る事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2.0%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で2.0%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者が開始年度比で1.5%以上又は2人以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で10.5%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は以下の字の区域とし、必要に応じて随時追加する。

※別紙2、別紙3参照

ア 高松地区（鹿嶋市泉川、鹿嶋市国末、鹿嶋市新浜、鹿嶋市光、鹿嶋市粟生、神栖市光）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域で、概ねの面積は728haである。

本地区は鹿島臨海工業地帯の北部に位置し、鹿島港の中央航路及び北航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来ICまで8km、JR鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から6kmに位置するなど立地条件に恵まれた地区である。現在、大手鉄鋼メーカーを中心に関連企業数社が立地し鉄鋼コンビナートが形成されている。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

イ 北公共埠頭地区（鹿嶋市泉川、神栖市居切、神栖市深芝）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域又は準工業地域で、概ねの面積は66haである。

本地区は鹿島港北航路に接する北公共埠頭に隣接している地区であり、港湾・貨物運送業が複数立地し、港湾物流を支えている地区であることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

ウ 北海浜地区（鹿嶋市新浜、鹿嶋市平井）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域又は工業地域で、概ねの面積は260haである。

本地区は上記の高松地区から北東方面への埋め立て地区であり、Ⅰ期工事地区とⅡ期工事地区に分けられる。Ⅰ期工区用地は隣接する鉄鋼メーカーの用地となっており、Ⅱ期工区用地は鉄鋼、化学、木材等の素材産業と運送業等多種にわたる企業が立地している。

また、北海浜埋立地の東側を新たに埋立て、耐震岸壁1バースを含む6バースと港湾関連用地等の整備を進めており、平成25年4月には一部を暫定供用開始している。さらには、太平洋側で唯一の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定され、重厚長大な部材の搬出入や保管に耐えられるような岸壁や埠頭用地などが整備されている。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

エ 平井東部地区（鹿嶋市平井）

（概況及び公共施設等の整備状況）

準工業地域で、概ねの面積は 19ha である。

本地区は高松地区の北部に隣接する地区であり、外港公共埠頭まで約 2 km、北公共埠頭まで約 3 km と近接していることから、これら公共埠頭のユーザーを見据えた港湾物流を支える港湾・貨物運送業の新規立地と集積が期待されている地区である。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

オ 神之池西部地区（神栖市東深芝）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域で、概ねの面積は 450ha である。

本地区は鹿島臨海工業地帯の西部に位置し、鹿島港の北航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 7 km、J R 鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から 10km に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。現在、飼料関連企業 17 社により国内最大の飼料コンビナートが形成されているとともに、鉄鋼、食品、木材、石油化学メーカー等多様な業種の企業が立地しているほか、地区内の関連施設用地には物流関連等の企業が立地している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

カ 神之池東部地区（神栖市東和田、神栖市奥野谷、神栖市深芝、神栖市北浜）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域で、概ねの面積は 823ha である。

本地区は鹿島臨海工業地帯の東部に位置し、鹿島港の中央航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C から南東に 13km に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。現在、石油精製・石油化学メーカーを中心に 42 社が立地し石油精製・化学コンビナートが形成されている。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

キ 南海浜地区（神栖市南浜、神栖市柳川）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域又は準工業地域であり、概ねの面積は 258ha である。

本地区は神之池東部地区の東に位置した埋め立て地区であり、I 期工事地区と II 期工事地区に分けられた南北に細長い地区である。現在、電気炉鉄鋼メーカーをは

じめ物流関連等大小 37 社が立地している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

ク 波崎地区（神栖市砂山）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域であり、概ねの面積は 288ha である。

本地区は神栖市中央部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C から南東に 16km 内陸に位置する地区である。現在、医農薬品、合成樹脂、機器等多様な業種のメーカーや物流関連等大小 60 社が立地している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

ケ 南公共埠頭地区（神栖市奥野谷、神栖市東深芝）

（概況及び公共施設等の整備状況）

準工業地域であり、概ねの面積は 41ha である。

本地区内にある南公共埠頭は、-10m 岸壁 4 バースと-7.5m 岸壁 4 バースを有し、年間 200 万トン前後の貨物を取り扱っている。一般貨物を取り扱うとともに、立地企業が所有する専用バースの補完的役割を担い、立地企業の原材料や製品の輸出・移出入も行われている。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

コ 潮来工業団地（潮来市島須）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域であり、概ねの面積は 48.5ha である。

本地区は潮来市北部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C から北東に 7 km、県道水戸神栖線に接し、J R 鹿島線潮来駅から 7 km に位置するなどの立地条件に恵まれた地区であり、現在、製造業を中心に 7 社が操業している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

サ 須賀地区（潮来市須賀、潮来市古高）

（概況及び公共施設等の整備状況）

準工業地域であり、概ねの面積は 9.7ha である。

本地区は潮来市中央部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 3 km、国道 51 号及び県道水戸神栖線に近接し、J R 鹿島線延方駅から 2.5km に位置するなどの

立地条件に恵まれた地区であり、現在、自動車部品製造工場 1 社が操業している。
以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。
なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

シ 水原地区（潮来市水原）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 7.6ha である。

本地区は潮来市北東に位置し、県道大賀延方線を経て東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 7km、J R 鹿島線延方駅から 3.5km に位置するなど立地条件に恵まれた地区で、現在、1 社が操業している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域は存在しない。また、本地区は、全域が市街化調整区域であるが、工場立地特例対象区域の設定を目的として重点促進区域に設定するものであるため土地利用調整計画は策定しない。

ス 道の駅周辺地区（潮来市前川）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 22.6ha である。

本地区は潮来市東部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 1 km、県道潮来佐原線に接し、J R 鹿島線延方駅から 1.5km、水郷潮来高速バスターミナルから 1 km と立地条件に恵まれた地区である。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域は存在しない。また、本地区は、全域が市街化調整区域であるが、工場立地特例対象区域の設定を目的として重点促進区域に設定するものであるため土地利用調整計画は策定しない。

セ 潮来 I C 周辺地区（潮来市延方）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 13.6ha である。

本地区は潮来市南東部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C に隣接することから茨城県の南の玄関口となっており、高速バスターミナルが整備され利用者も多く、現在、6 社が操業している地区である。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区の南東に約 6.3ha の農用地区域が存在し、また、全域が市街化調整区域であるが工場立地特例対象区域の設定を目的として重点促進区域に設定するものであるため、土地利用調整計画は策定しない。

(関連計画における記載等)

重点促進区域のうち「コ 潮来工業団地」のみ鳥獣保護区が存在しているが、該当区域については重点促進区域から除いている。なお、他の重点促進区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域として設定する区域は、企業立地を積極的に推進するために整備した工業団地又はそれに準ずる区域であり、各市の総合振興計画で産業系に位置付けられている区域である。また、都市計画区域内であり、鹿島臨海都市計画(鹿嶋市、神栖市)で「鹿島港周辺は、日本有数の鉄鋼、石油化学など素材産業の拠点であり、鹿島臨海工業地帯を中心とした工業地において、国際競争力の高いコンビナートの創出を目指す」こととしている。

なお、潮来 I C 周辺地区においては、潮来市農業振興地域整備計画で定められた農用地区域が存在しているが、当該計画では 20ha 以上の集团的農地を農用地区域と設定することを基本方針としているところで、当該農用地区域は約 6.3ha かつ市街化区域に隣接しているなどの状況であることから重点促進区域に位置付けている。

(2) 重点促進区域を設定した理由

ア 高松地区(鹿嶋市泉川、鹿嶋市国末、鹿嶋市新浜、鹿嶋市光、鹿嶋市粟生、神栖市光)

本地区は鹿島港の中央航路及び北航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 8 km、J R 鹿島線(鹿島臨海鉄道大洗鹿島線)鹿島神宮駅から 6 km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、鉄鋼コンビナートが形成されていることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

イ 北公共埠頭地区(鹿嶋市泉川、神栖市居切、神栖市深芝)

本地区は鹿島港北航路に接する北公共埠頭に隣接しており、当埠頭では現在-10m 岸壁 3 バースとガントリークレーン 1 基が設置され、部分的に供用が開始されている。今後、-13m 岸壁 2 バースをはじめ埠頭用地の整備が進むことで、流通港湾としての発展が望まれている地区であり、公共埠頭のユーザーを見据えた港湾・貨物運送業が港湾物流を支えている地区である。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

ウ 北海浜地区(鹿嶋市新浜、鹿嶋市平井)

本地区は一部を暫定供用開始している外港公共埠頭に隣接している地区であり、高松地区に立地している大手鉄鋼メーカーの用地となっているほか、鉄鋼、化学、木材等の素材産業と運送業等多種にわたる企業が立地している。

さらに、本地区は海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)に指定されており、洋上風力産業の立地集積や地元企業の関連産業への参入、新たな企業

誘致、洋上風力発電の導入促進が期待されることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

エ 平井東部地区(鹿嶋市平井)

本地区は外港公共埠頭まで約2km、北公共埠頭まで約3kmと近接しており、公共埠頭のユーザーを見据えた港湾物流を支える港湾・貨物運送業及び洋上風力産業の新規立地と集積が期待されている地区である。

また、地区内には鹿嶋市で分譲する1.12haの用地が存在し、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

オ 神之池西部地区(神栖市東深芝)

本地区は鹿島港の北航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来ICまで7km、JR鹿島線(鹿島臨海鉄道大洗鹿島線)鹿島神宮駅から10kmに位置するなど交通インフラが充実した場所であり、飼料関連企業17社により国内最大の飼料コンビナートが形成されている地区であることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

カ 神之池東部地区(神栖市東和田、神栖市奥野谷、神栖市深芝、神栖市北浜)

本地区は鹿島港の中央航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来ICから南東に13kmに位置するなど交通インフラが充実した場所であり、石油精製・化学コンビナートが形成されている地区である。また、地区内には、14.4haの県で分譲する工業用地(奥野谷浜工業団地)があり、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

キ 南海浜地区(神栖市南浜、神栖市柳川)

本地区は鹿島港や国道124号に近接するなど交通インフラが充実した場所であり、電気炉鉄鋼メーカーをはじめ物流関連等大小37社が立地している地区であることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

ク 波崎地区(神栖市砂山)

本地区には波崎工業団地が形成されており、医薬品、合成樹脂、機器等多様な

業種のメーカーや物流関連等大小 60 社が立地している地区である。また、地区内には企業が所有する未利用地があり、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

ケ 南公共埠頭地区（神栖市奥野谷、神栖市東深芝）

本地区にある南公共埠頭は、-10m 岸壁 4 バースと-7.5m 岸壁 4 バースを有し、年間 200 万トン前後の貨物を取り扱っている。一般貨物を取り扱うとともに、立地企業が所有する専用バースの補完的役割を担い、立地企業の原材料や製品の輸出・移出入が行われていることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

コ 潮来工業団地（潮来市島須）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C から北東に 7 km、県道水戸神栖線に接し、J R 鹿島線潮来駅から 7 km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、製造業を中心に 7 社が立地している地区である。また、地区内には企業が所有する未利用地があることから、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

サ 須賀地区（潮来市須賀、潮来市古高）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 3 km、国道 51 号及び県道水戸神栖線に近接し、J R 鹿島線延方駅から 2.5 km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、自動車部品製造工場 1 社が操業している地区である。また、地区内には未利用地が 2.1 ha 存在していることから、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

シ 水原地区（潮来市水原）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 7 km、J R 鹿島線延方駅から 3.5 km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、現在 1 社が立地している地区である。また、地区内には未利用地が 1.2 ha 存在していることから、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

ス 道の駅周辺地区（潮来市前川）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 1 km、県道潮来佐原線に接し、J R 鹿島線延方駅から 1.5 km、水郷潮来高速バスターミナルから 1 km と交通インフラが充実した地区であることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

セ 潮来 I C 周辺地区（潮来市延方）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C に隣接する交通インフラが充実した場所であり、6 社が立地している地区である。なお、地区内には農用地区域が 6.3 ha 存在していることも踏まえつつ、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

※別紙 4 参照

なお、当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市の環境保全の部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 鉄鋼、石油化学等の基礎素材関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 鹿島港、鹿島港周辺の特別高圧電線、工業用水等の工業インフラを活用したエネルギー分野
- ③ 鹿島港、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した運輸・物流関連産業分野
- ④ 鹿島アントラーズやスポーツ振興施設等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ分野

(2) 選定の理由

- ① 鉄鋼、石油化学等の基礎素材関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
本区域には、鹿島港を中心として鹿島臨海工業地帯が形成されており、2,923haの工業用地に鉄鋼や石油化学産業等の基礎素材産業を中心に170社の企業が立地(令和5年4月1日現在)している。

基礎素材産業においては、国内外の地域間競争が激化するなか、当工業地帯が我が国経済を支える産業拠点として発展を続けるためには、より一層の競争力強化を図っていく必要があることから、令和3年3月に企業や行政等関係機関が連携して取り組むべき指針となる「鹿島臨海工業地帯の競争力強化に向けた将来ビジョン」を策定のうえ、県、地元市、立地企業と連携して様々な施策を展開しているところである。

具体的な取組としては、工業用水の料金引下げを行うとともに、企業間で共通する研修の共同化を促進したほか、優遇制度の充実による、更なる企業誘致などに取り組んでいるところである。

また、当工業地帯は、基礎素材産業のみならず、食品・飼料産業も集積し、国内最大の需要地である首都圏への食糧供給基地としても重要な位置付けにある。

本区域の令和3年の製造品出荷額等は2兆6,273億円であり、本県全体の製造品出荷額等13兆687億円の20%弱を占め、本区域は本県における製造業の集積地として重要な位置を占めていることから、基礎素材産業を中核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野の促進が期待されている。

[出典]「令和3年経済センサスー活動調査」

- ② 鹿島港、鹿島港周辺の特別高圧電線、工業用水等の工業インフラを活用したエネルギー分野

本区域内にある鹿島臨海工業地帯は、全国の港湾取扱貨物量ランキング第15位の鹿島港(2021年 港湾統計)を有し、特別高圧電線網(275kv、154kv)が充実しているほか、1日最大885,000m³の給水能力(本県全体給水能力の78%を占める)を有する工業用水が整備されているなど、燃料調達や電力連携等の点で発電事業用地の立

地条件に優れ、首都圏へのエネルギー供給拠点として高いポテンシャルを持っている。

このようなことから、鹿島臨海工業地帯は、火力・太陽光・風力・バイオマス等の発電所が稼働する国内屈指のエネルギー供給拠点となっている。

当工業地帯内の多くの事業所は、共同発電事業者を通じて電力を調達、もしくは自社の自家発電設備により電力を確保し、当工業地帯内の電力自給がほぼ果たされている。

また、当工業地帯の発電所が供給する電力は、県内に止まらず大消費地である首都圏の電力需要に対し、大きな役割を担っている。特に、東日本大震災以後は、原子力発電所の運転停止分をカバーするため、火力発電所の稼働率が上昇する等、首都圏への電力の安定供給に対する役割は一段と高まっており、今後もエネルギー分野が促進されることが期待されている。

さらに、鹿島港が洋上風力発電設備の基地港湾に指定されたことを契機として、外港地区を核とした基地港湾を最大限活用し、関連産業の集積による洋上風力産業の総合支援拠点を形成することにより、臨海部における産業の活性化、地域経済や環境の好循環の創出が図られることが期待されている。

③ 鹿島港、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した運輸・物流関連産業分野

本区域内に運輸・物流関連産業は 409 の事業所が存在しており、本県全体の運輸・物流関連産業 3,529 事業所の 10%以上を占めている。

本区域は鹿島灘海岸南部に整備された世界最大規模の Y 字型人工港である鹿島港を有し、4 つの公共埠頭と立地企業の専用埠頭が稼働しており、当工業地帯の原材料や製品の海上輸送基地として重要な役割を担っている。

令和 5 年 7 月 1 日現在、定期航路は内貿の国際フィーダー航路(常陸那珂ー鹿島ー横浜・東京)が運航しているほか、外貿の韓国定期コンテナ航路(鹿島ー仙台ー八戸ー秋田-釜山-釜山新港-清水-鹿島)が運航している。

鹿島港の令和 4 年の総取扱貨物量は、5,478 万トンであり、全国の港湾取扱貨物量ランキングでは第 15 位となっている。取扱品種は、鉄鉱石、原油、石炭、石油製品、鋼材、化学薬品、重油、とうもろこし等であり、これらに関連する産業が鹿島臨海工業地帯に集積している。特に、穀物類においては港湾別の輸入取扱量が全国第 1 位であり、平成 23 年 5 月に国から「国際バルク戦略港湾(穀物)」に選定され、穀物等の大量一括輸送による安定的かつ安価な輸送の実現を目指している。

道路交通については、東京方面からは東関東自動車道水戸線でアクセスが可能であり、東京駅から潮来 IC まで自動車により約 80 分で移動が可能である。

また、平成 29 年 2 月に首都圏中央連絡自動車道の茨城県内区間全線が開通したことにより、各方面からのアクセスが向上している。

このように本区域は、交通インフラが充実しているほか、飼料関係では国内最大級のコンビナートが形成されているのをはじめ、首都圏における物流拠点としての重要性が増している。また、東関東自動車道水戸線の潮来 IC～鉾田 IC 間の整備を図ることにより、鹿島港と茨城港との連携が強化され、各港の特性を活かした多様な顧

客ニーズに対応できるなど、相互補完による相乗効果等が期待されている。
[出典]「令和3年経済センサスー活動調査、港湾調査ー港別集計表(2022年1～12月)」

④ 鹿島アントラーズやスポーツ振興施設等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ分野

鹿島アントラーズは鹿嶋市を本拠地、本地域をホームタウンとして活動しており、日本トップレベルの競技スポーツに触れる機会の充実が図られ、多くの観客を動員している。

(Jリーグ観客動員数：鹿島アントラーズ R3：172,416人、R4：310,597人、全体 R3：2,531,007人、R4：4,384,401人)

また、かみす防災アリーナにおいては、水戸市に本拠地を置く「茨城ロボッツ」のホームゲームや、大相撲神栖場所として巡業を開催しており、様々な形でスポーツに親しむことのできる機会の充実を図っている。

(Bリーグ観客動員数：茨城ロボッツ神栖市開催 R3：1,970人、R4：62,02人、全体 R3：1,575,908人、R4：3,227,531人)

加えて、鹿島アントラーズの今後の発展のため鹿嶋市内において、新スタジアムの整備に向けて検討が進んでおり、同時に鹿行地域全体における地域振興や交流人口の増加を図るため、潮来市において、地域連携拠点の整備に向けて検討を進めているところである。両施設の整備による新たな観光資源の創出、さらなる交流人口の増加を目指している。

このように、本地域において鹿島アントラーズやスポーツ振興施設等を活用することにより、観光関連事業を中心として、スポーツ・観光分野の成長が期待されている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の特例措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、固定資産税の課税が減税となる特例措置に関する条例を、促進区域内の全市で施行中である。

② 地方創生関係施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、鉄鋼、石油化学等の基礎素材関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、鹿島港、鹿島港周辺の特別高圧電線、工業用水等の工業インフラを活用したエネルギー分野、鹿島港、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した運輸・物流関連産業分野、鹿島アントラーズやスポーツ振興施設等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ分野において、設備投資支援等による事業環境の整備等を実施していく予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 県によるオープンデータ化の推進

オープンデータの公開サイトを通じ、庁内に保管するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済活動の活性化に寄与することを目指す。

② 各市によるオープンデータ化の推進

各市ホームページを活用し、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町村が共同で整備を進める県域統合型 GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、鹿嶋市政策企画部政策推進課内、神栖市産業経済部企業港湾商工課内、潮来市市長公室企業立地戦略室内に相談窓口を設置するとともに、茨城県においては立地推進部立地整備課が窓口となり、関係部署との調整を行う。

また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

優れた技術シーズの発掘・事業化から定着までの一貫した支援、スタートアップエコシステムの形成などに取り組み、世界に挑戦するベンチャー企業の創出・育成を推進していく。

②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

令和4年に策定した、「茨城県産業活性化に関する指針」に基づき、本県産業の目指すべき方向性とその実現に向けた産業振興施策の具体的な取組を推進していく。

③地域ブランドの育成・強化

地場産業の育成を図るため、伝統的工芸品産業や地場産業の組合、中小企業者グループによる新商品開発や販路開拓、後継者育成等の取組を支援していく。

④研究開発や販路開拓等の支援

産業技術イノベーションセンターが中心となり、県内中小企業の技術革新を牽引するための先導的分野の研究開発を推進していくほか、いばらき中小企業グローバル推進機構と連携し、あらたな市場獲得に向けた海外販路開拓等のチャレンジを支援していく。

⑤人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

地域の中小企業等において求められる知識の習得又は技能の向上のための教育訓練の実施により人材育成を支援していく。また、地域の中小企業など県内産業を支える人材確保についても支援していく。

⑥産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

市町村が主導する開発に係る各種手続を部局横断的な体制で支援し、スピーディな産業用地の確保を図っていく。

⑦賃上げ促進（賃上げ促進支援）

県・経済団体・労働団体の3者による意見交換を実施するとともに、茨城労働局長及び地方審議会会長に最低賃金引き上げに関する要請を実施していく。

⑧GXの促進支援

令和3年に設置された「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会」において、産業におけるカーボンニュートラル社会に向けた産学官連携による集中的取組を進め、本県の将来を担う産業の創出を目指していく。

⑨DX支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

成長産業・分野を支えるデジタル人材を育成するためのデータサイエンス学習の支援や、関係組織の連携により、中小企業における各ステージにあわせたDXの促進・支援をしていく。

⑩事業承継支援

地域の価値ある産業の維持・発展のため、県内関係機関と連携しながら、後継者不在の企業に対して、M&A（企業の合併・買収）の手法を活用した事業承継を支援していく。

(6) 実施スケジュール		
取組事項	令和6年度～令和9年度	令和10年度（最終年度）
【制度の整備】		
①固定資産税の特例措置（市）	運用	運用
②地方創生関係施策	活用検討	活用検討
【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】		
①県によるオープンデータ化の推進	運用	運用
②各市によるオープンデータ化の推進	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①県・市町村の担当窓口の設置	設置	対応
【その他】		
①スタートアップへの支援	検討・運用	検討・運用
②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強化の支援	検討・運用	検討・運用
③地域ブランドの育成・強化	検討・運用	検討・運用
④研究開発や販路開拓等の支援	検討・運用	検討・運用
⑤人材確保に向けた支援	検討・運用	検討・運用
⑥産業用地の確保に向けた支援	検討・運用	検討・運用
⑦賃上げ促進	検討・運用	検討・運用
⑧GXの促進支援	検討・運用	検討・運用
⑨DXの促進支援	検討・運用	検討・運用
⑩事業承継支援	検討・運用	検討・運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 茨城県産業技術イノベーションセンター

競争力が高く成長分野で活躍する企業の創出を目指し、「企業のイノベーション創出促進」と「開発力・提案力・スピードを持った企業の育成」に向け、イノベーションに資する研究、ビジネス創出支援、コンサルティング、人材育成に取り組んでいる。

② 茨城県立鹿島産業技術専門学院

茨城県が設置運営する職業能力開発校であり、新規学卒者及び離職者等を対象に、ものづくりやメンテナンス等に携わる技能者の養成を行っており、同専門学院と企業との連携をさらに深めることで、産業及び雇用の活性化を図っていく。

③ 公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

活力ある中小企業・小規模事業者の育成を図るため、新産業・新事業分野の創出と販売戦略の支援、産業支援機関等との連携の強化、中小企業の経営力向上の推進、競争力強化のための商品開発、販路開拓や生産性の向上などを推進している。また、海外展開を推進するため、ビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネス支援を担っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、190 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成8年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

また、令和5年3月に策定した「第4次茨城県環境基本計画」においては、事業者の役割として、公害防止のための取組はもとより、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な導入・利用、製品等の設計・製造、流通、消費及び廃棄のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化するサーキュラーエコノミーへの移行、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減などの取組を自主的かつ積極的に進めることが求められている。

加えて、促進区域内においては鹿嶋市環境基本条例（平成12年制定）、神栖市環境基本条例（平成17年制定）を定めており、事業者の責務を明らかにしているほか、鉄鋼・石油化学等企業が集積している鹿島臨海工業地帯においては、従前より立地企業及び県並びに地元市との間で「鹿島地域公害防止協定」を締結しており、当該協定の遵守に向けて関係者が連携して取り組むことにより、公害の防止に努めている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

また、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

事業者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地500）、シギ・チドリ類渡来湿地及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、自然環境と生物多様性の保全に十分に配慮する。また、環境保全上重要な地域での整備の実施に当たって、こ

れら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

本計画の実施及び地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、これらの取組を実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

なお、本計画は公園計画との整合を図ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境部局と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」（平成15年茨城県条例第16号）を制定している。この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、市は、県・事業者等と連携・協力し、以下の取組を行う。

- ・ 犯罪防止のための環境整備

本区域内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪の起こりにくい環境整備に努める。

- ・ 事務所情報の把握

空き事務所、空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、促進区域内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

- ・ 警察との連携

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。

- ・ 地域の防犯活動の推進

今後とも、市町村、警察、地域防犯組織による連携を基本に、地域の事業所の参加・連携も図りつつ、地域に根差した防犯活動のより一層の充実を促進する。

- ・ 外国人の不法就労の防止

外国人の雇用については、事業者现就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

- ・ 地域住民との協議

本計画に基づく産業集積の形成又は産業活性化のための措置で、地域住民の生活環境等にかかわるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

毎年、県、鹿嶋市、神栖市及び潮来市で会議を開催するなど、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを行い、効果の検証と当該事業の見直しを実施していく。

なお、開催時期等については、今後、関係者間で調整していく。

② 諸計画との調整方針等

本県における港湾計画においては、鹿島港は「生産・物流拠点機能を総合的に担う港」を基本理念としており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた際は、本計画を変更し定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

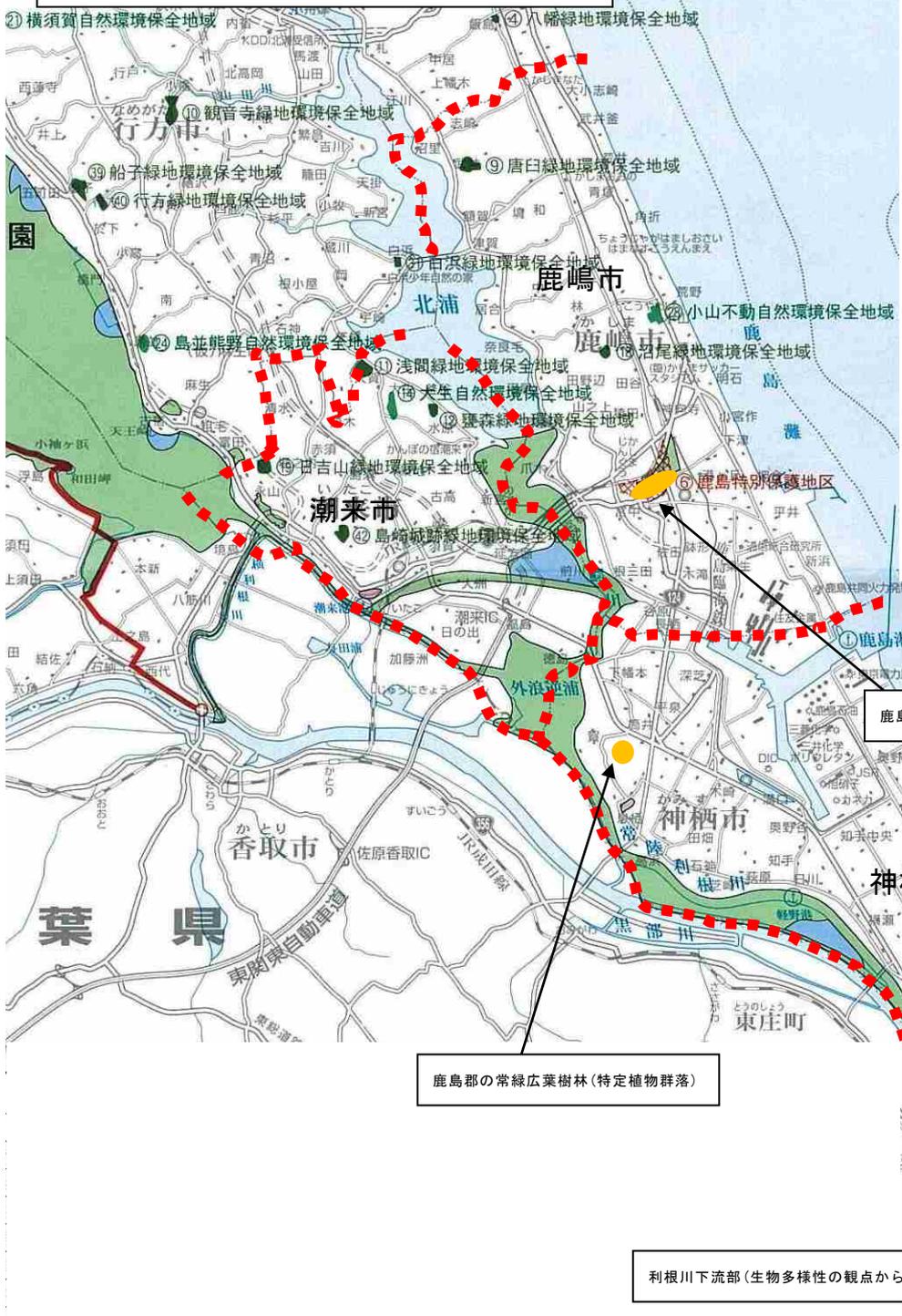
(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。「茨城県鹿島臨海地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

茨城県鹿島臨海地域基本計画 (環境保全上重要な地域位置図)

別紙 1



凡 例	
自 然 公 園	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
自然環境保全地域等	
	自然環境保全地域
	緑地環境保全地域
	鳥獣保護区(特別保護地区)
	関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)
	市境界線

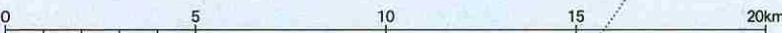
鹿島郡の常緑広葉樹林(特定植物群落)

鹿島神社の社寺林(特定植物群落)

利根川下流部(生物多様性の観点から重要度の高い湿地)

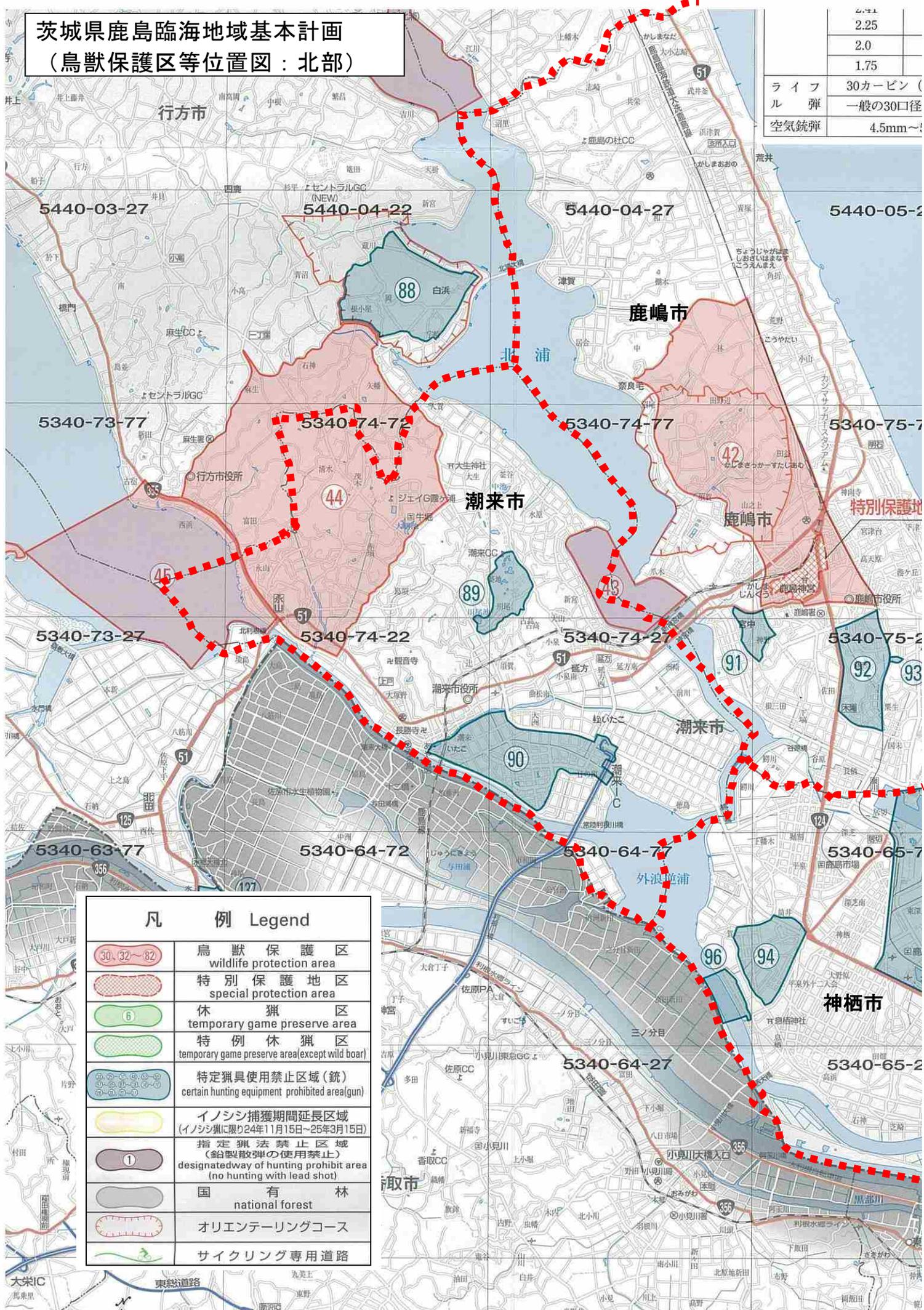
番号	公園名	沿 革	関係市町村	公園面積	特別地域面積			土地所有別面積			番号	公園名	沿 革	関係市町村	公園面積	特別地域面積			土地所有別面積			単位:ha		
					第1種	第2種	第3種	計	国	公						私	第1種	第2種	第3種	計	国		公	私
1	奥久慈	昭和三十二年 第4号 指定	常陸大田市 常陸大宮市 大子町	10,410	26	905	1,490	2,321	3,678	71	6,891	8	吾妻	昭和三十二年 第102号 公園区域の指定 第102号 公園計画の決定 第102号 特別地域の指定	吾妻市 碓氷市 石岡市	3,836	27	6	641	674	795	38	3,002	
		昭和三十二年 第154号 指定	日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市	24,826	102	405	2,149	2,656	11,918	67	12,841													
2	花園	昭和三十二年 第154号 指定	日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市	24,826	102	405	2,149	2,656	11,918	67	12,841	9	水戸	昭和三十二年 第399号 指定	水戸市	300	-	-	-	92	25	183		
		昭和三十二年 第152号 公園区域の指定 第152号 公園計画の決定 第152号 特別地域の指定	日立市 常陸太田市	3,048	-	-	3,048	3,048	2,618	-	430													
3	高 鈴	昭和三十二年 第152号 公園区域の指定 第152号 公園計画の決定 第152号 特別地域の指定	日立市 常陸太田市	3,048	-	-	3,048	3,048	2,618	-	430	10	水 郷 波	昭和三十二年 第27号 公園区域の指定 第28号 公園計画の決定 第29号 特別地域の指定	黒 立 計 土浦市 石岡市 鹿嶋市 潮来市 龍谷町 神栖市 小美玉市 神栖市 行方市 鹿嶋市 茨城県 鹿嶋市	20,880	-	52	20,036	20,098	15,637	169	1,074	
		昭和三十二年 第399号 指定	常陸太田市	2,784	-	-	878	878	644	344	1,796													
4	太 田	昭和三十二年 第399号 指定	常陸太田市	2,784	-	-	878	878	644	344	1,796	10	水 郷 波	昭和三十二年 第27号 公園区域の指定 第28号 公園計画の決定 第29号 特別地域の指定	黒 立 計 土浦市 石岡市 鹿嶋市 潮来市 龍谷町 神栖市 小美玉市 神栖市 行方市 鹿嶋市 茨城県 鹿嶋市	20,880	-	52	20,036	20,098	15,637	169	1,074	
		昭和三十二年 第399号 指定	日立市 ひたちなか市 神栖市 茨城県 鹿嶋市 大洗町	2,543	8	36	1,072	1,116	1,276	126	1,141													
5	御前山	昭和三十二年 第399号 指定	常陸大宮市 水戸市	7,380	110	78	1,605	1,593	3,398	148	3,846	10	水 郷 波	昭和三十二年 第27号 公園区域の指定 第28号 公園計画の決定 第29号 特別地域の指定	黒 立 計 土浦市 石岡市 鹿嶋市 潮来市 龍谷町 神栖市 小美玉市 神栖市 行方市 鹿嶋市 茨城県 鹿嶋市	20,880	-	52	20,036	20,098	15,637	169	1,074	
		昭和三十二年 第399号 指定	日立市 ひたちなか市 神栖市 茨城県 鹿嶋市 大洗町	2,543	8	36	1,072	1,116	1,276	126	1,141													
6	大 洗	昭和三十二年 第399号 指定	日立市 ひたちなか市 神栖市 茨城県 鹿嶋市 大洗町	2,543	8	36	1,072	1,116	1,276	126	1,141	10	水 郷 波	昭和三十二年 第27号 公園区域の指定 第28号 公園計画の決定 第29号 特別地域の指定	黒 立 計 土浦市 石岡市 鹿嶋市 潮来市 龍谷町 神栖市 小美玉市 神栖市 行方市 鹿嶋市 茨城県 鹿嶋市	20,880	-	52	20,036	20,098	15,637	169	1,074	
		昭和三十二年 第1058号 指定	茨城県 鹿嶋市 鹿嶋市	3,969	20	75	534	629	655	8	3,296													
7	笠 間	昭和三十二年 第1058号 指定	茨城県 鹿嶋市 鹿嶋市	3,969	20	75	534	629	655	8	3,296	10	水 郷 波	昭和三十二年 第27号 公園区域の指定 第28号 公園計画の決定 第29号 特別地域の指定	黒 立 計 土浦市 石岡市 鹿嶋市 潮来市 龍谷町 神栖市 小美玉市 神栖市 行方市 鹿嶋市 茨城県 鹿嶋市	20,880	-	52	20,036	20,098	15,637	169	1,074	
															国 家 計	31,801	併140	379	30,221	31,019	23,015	428	8,358	
															合 計	90,896	併140	528	1,784	41,438	43,034	48,087	1,255	41,554

1 : 200,000



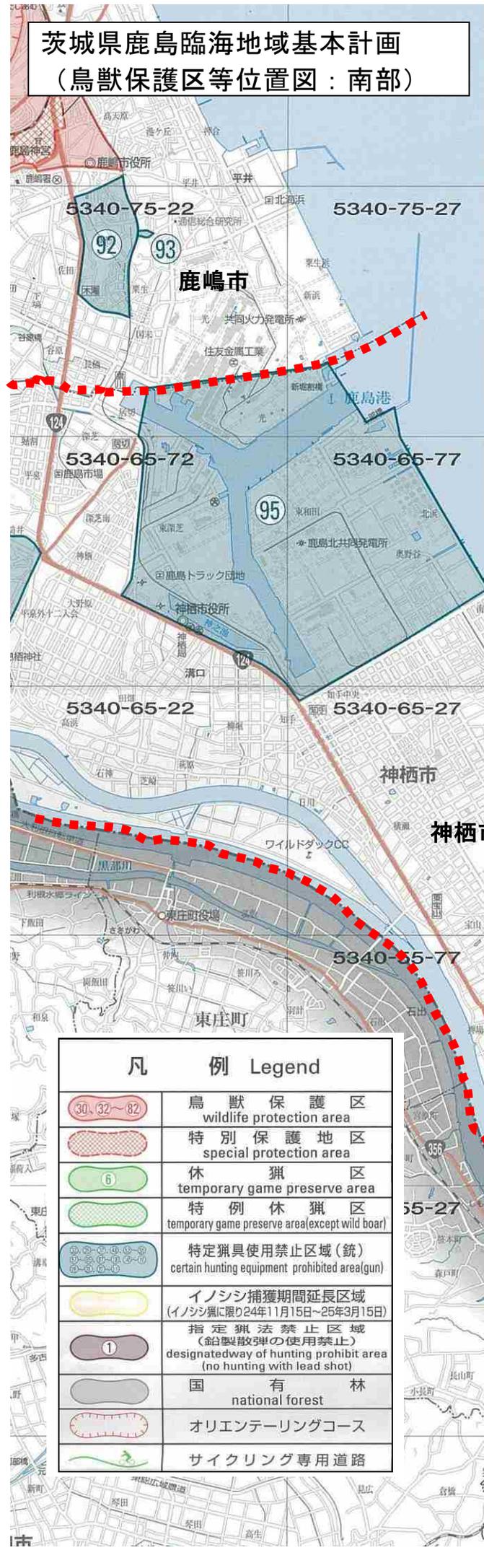
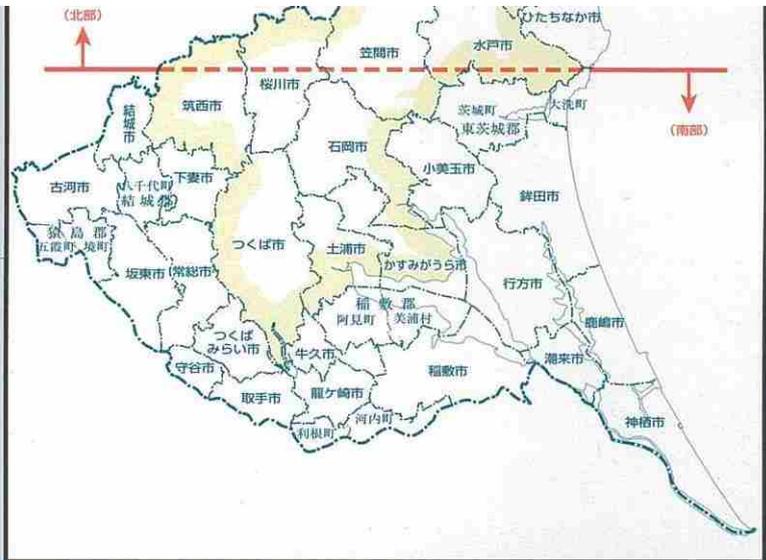
茨城県鹿島臨海地域基本計画 (鳥獣保護区等位置図：北部)

ライフ	2.25
ル	2.0
弾	1.75
空気銃弾	30カービン (一般の30口径)
	4.5mm~!



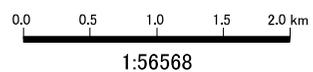
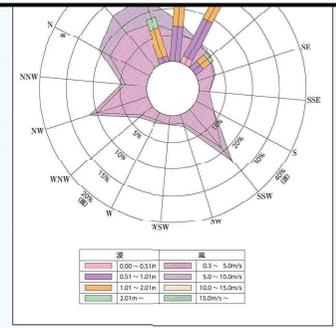
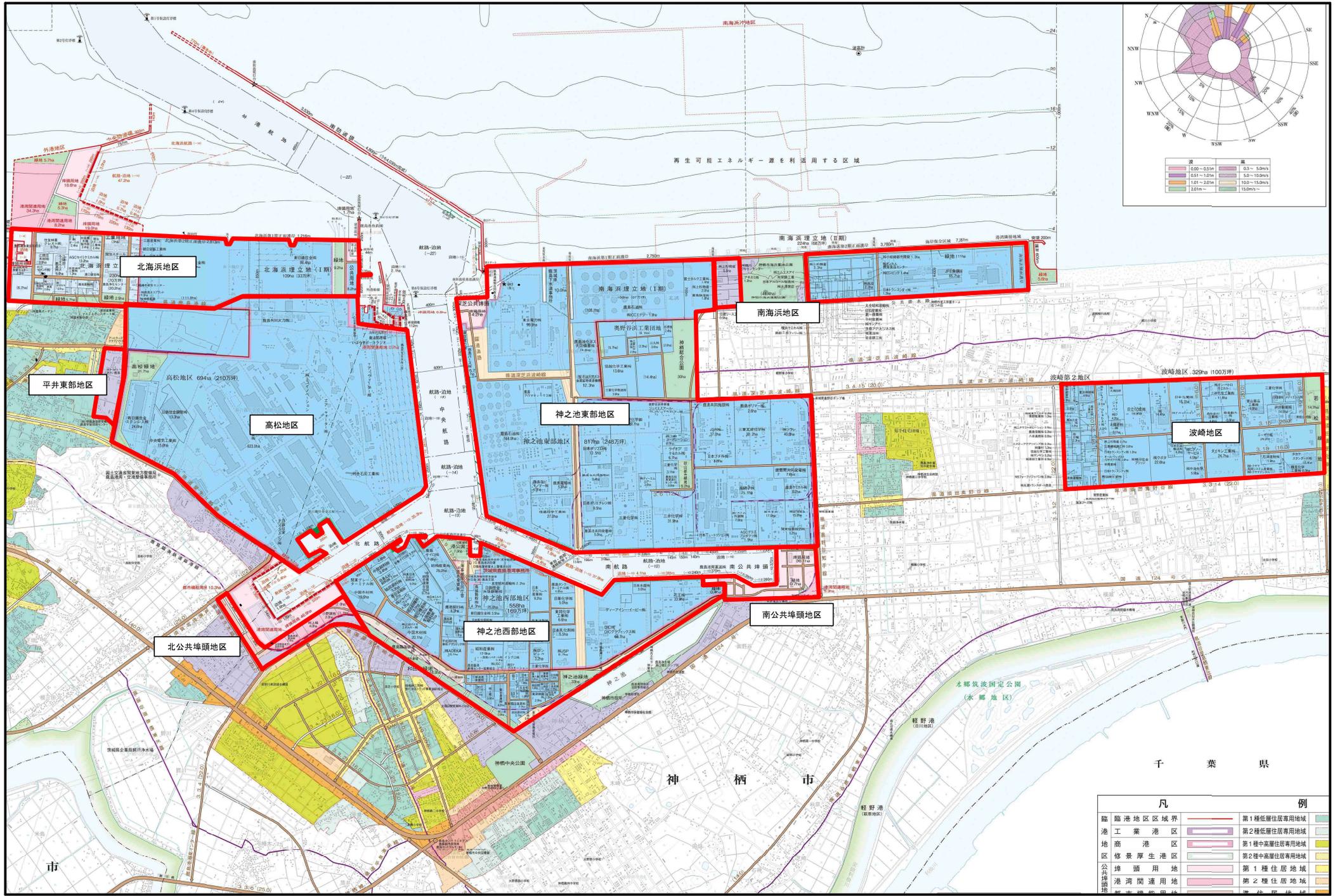
凡 例 Legend	
	鳥 獣 保 護 区 wildlife protection area
	特 別 保 護 地 区 special protection area
	休 獵 区 temporary game preserve area
	特 例 休 獵 区 temporary game preserve area(except wild boar)
	特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域 (銃) certain hunting equipment prohibited area(gun)
	イノシシ捕獲期間延長区域 (イノシシ猟に限り24年11月15日~25年3月15日)
	指 定 猟 法 禁 止 区 域 (鉛製散弾の使用禁止) designated way of hunting prohibit area (no hunting with lead shot)
	国 有 林 national forest
	オリエンテーリングコース
	サイクリング専用道路

茨城県鹿島臨海地域基本計画
(鳥獣保護区等位置図：南部)



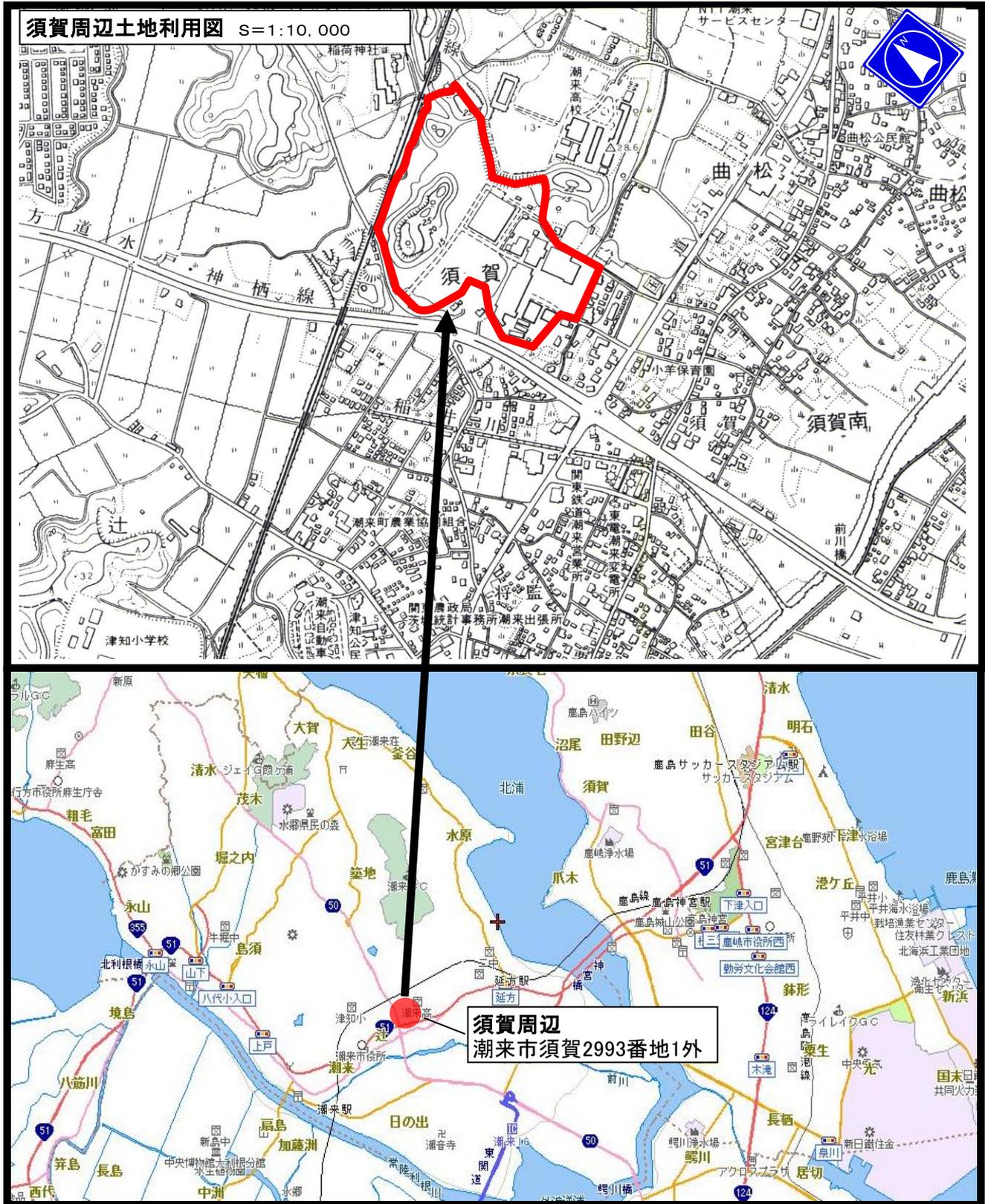
休猟区解除地ではハンターの集中が予想され、また一般の方も多くいますので、狩猟は十分注意してください。

凡 例 Legend	
	鳥 獣 保 護 区 wildlife protection area
	特 別 保 護 地 区 special protection area
	休 猟 区 temporary game preserve area
	特 例 休 猟 区 temporary game preserve area(except wild boar)
	特 定 狩 具 使 用 禁 止 区 域 (銃) certain hunting equipment prohibited area(gun)
	イノシシ捕獲期間延長区域 (イノシシに限り24年11月15日~25年3月15日)
	指 定 狩 法 禁 止 区 域 (鉛製散弾の使用禁止) designated way of hunting prohibit area (no hunting with lead shot)
	国 有 林 national forest
	オリエンテーリングコース
	サイクリング専用道路

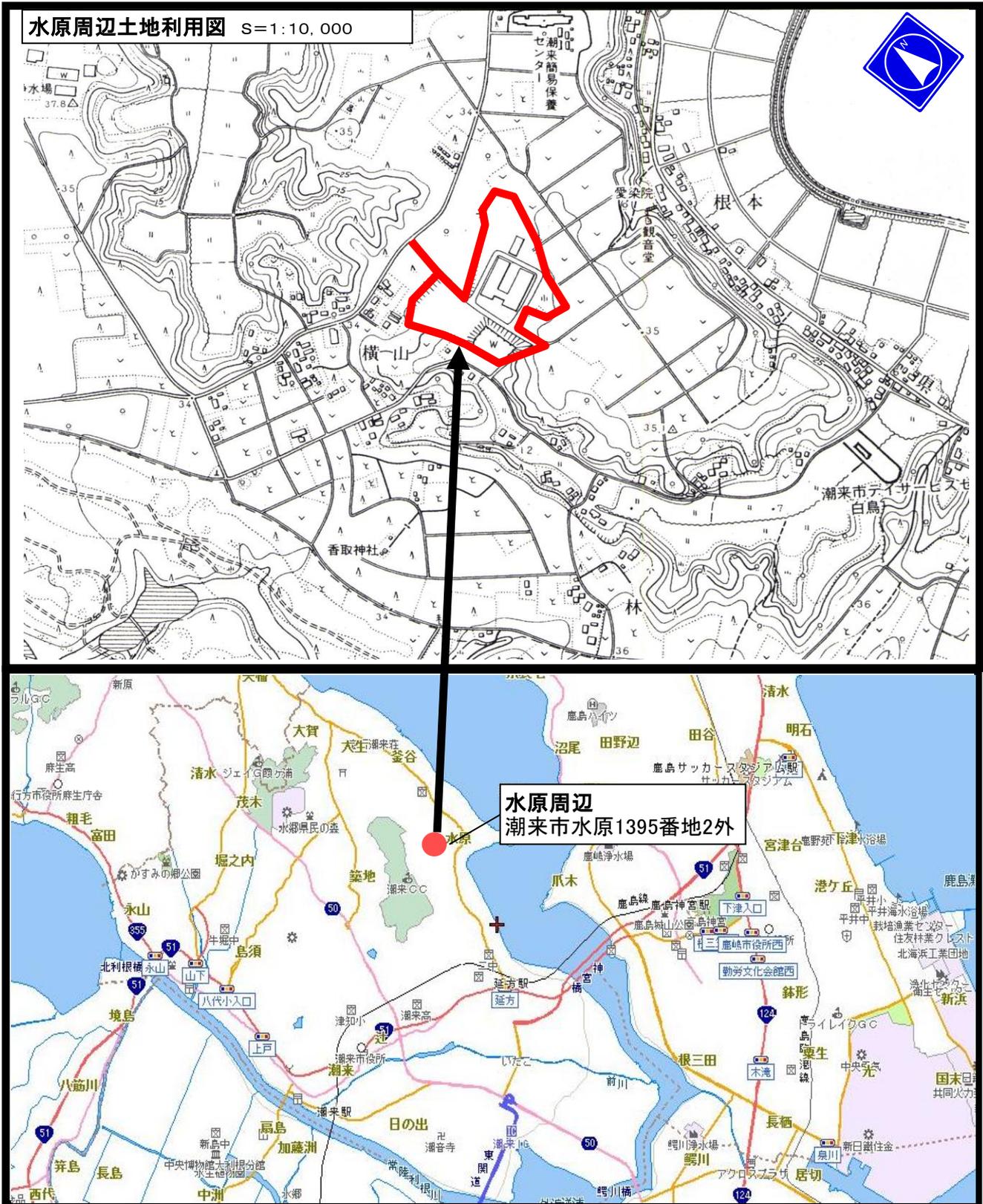


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平26情使、第202-GISMAP34528号)」

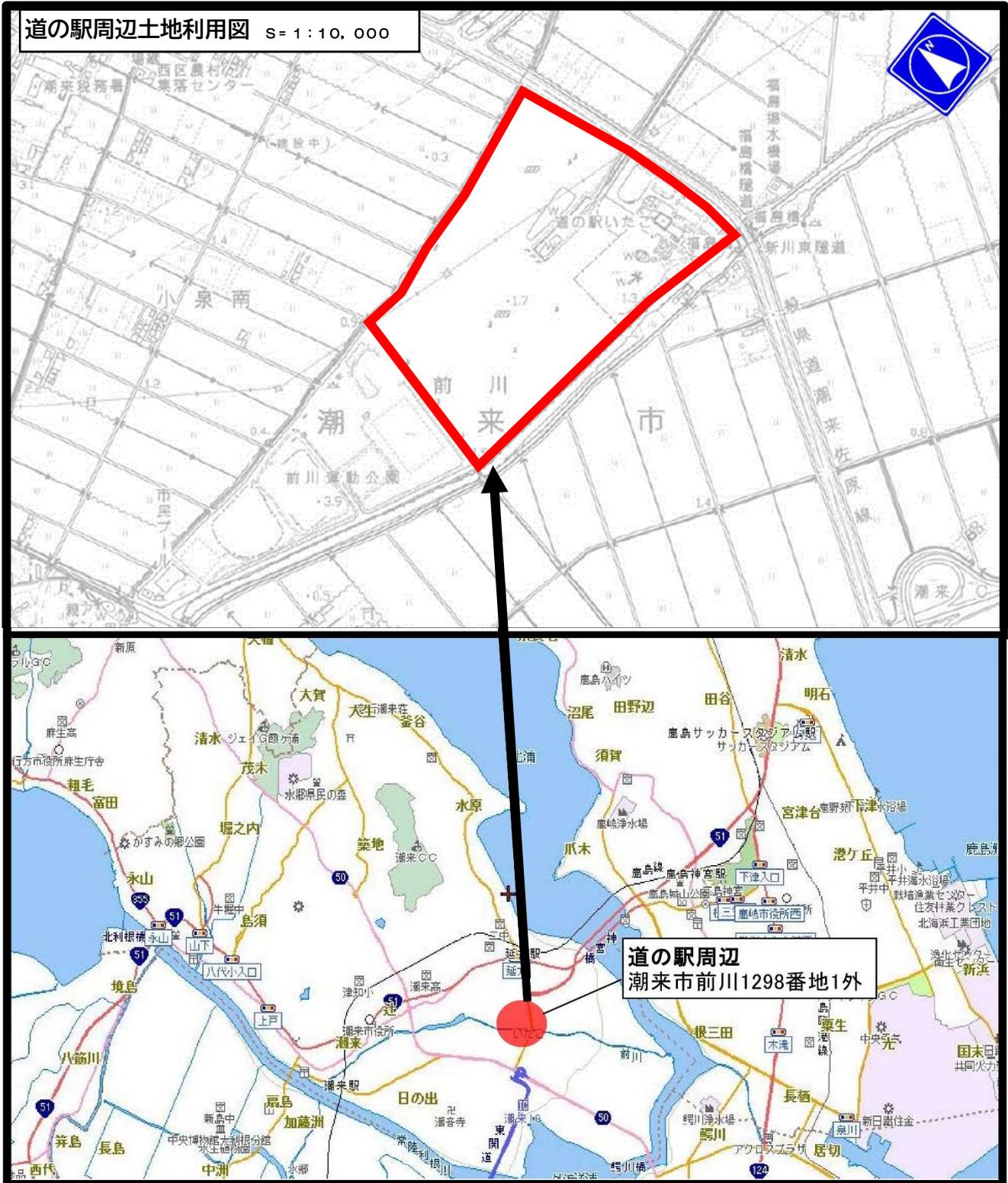
重点促進区域【潮来市】(須賀地区)



重点促進区域【潮来市】(水原地区)

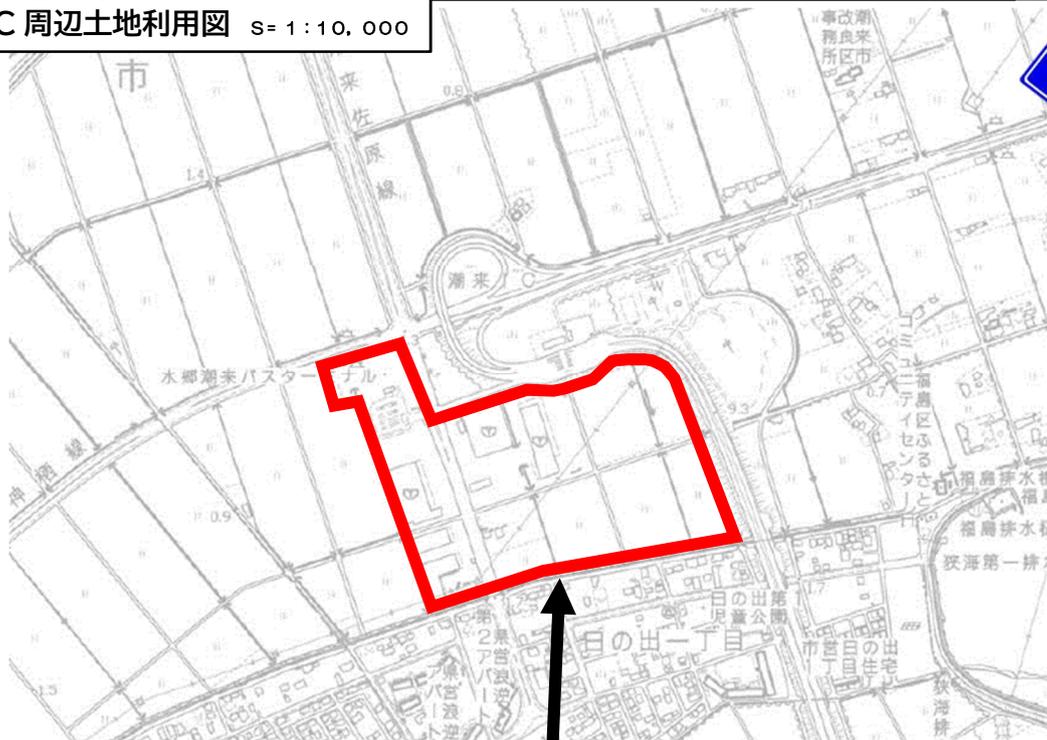


重点促進区域【潮来市】(道の駅周辺地区)



重点促進区域【潮来市】(潮来IC周辺地区)

潮来 IC 周辺土地利用図 s = 1 : 10,000



ア 高松地区

- 鹿嶋市泉川 1658-3, 1658-6~1658-7, 1704-1, 1704-5~1704-6, 1712-1,
1712-10~1712-11, 1712-2~1712-9, 1749-1, 1749-30~1749-32
- 鹿嶋市国末 2030-8~2030-9, 2038-5, 2040-2, 2060-3, 2068-2~2068-3, 2092-19,
2101-9, 2102-8, 2106-4, 2120-1, 2125-2, 2131-1, 2131-4,
2131-8~2131-9, 2149-1, 2149-20, 2311-1, 2340-2, 2347, 2347-2,
2347-4, 2347-6~2347-7, 2350-1~2350-2, 2351, 2359-1, 2359-3~2359-4
- 鹿嶋市新浜 5-1~5-4, 9, 25-2
- 鹿嶋市光 1, 2-1~2-2, 3, 3-1~3-5, 4, 5-2~5-3, 5-5~5-6, 925-15, 926-2,
927-1~927-3, 928, 953-1~953-9, 953-10~953-13, 953-15,
953-18~953-19, 1366-2, 1366-4~1366-9
- 鹿嶋市粟生 2614, 2630-5, 2631-4~2631-5, 2632-3, 2633-5~2633-6, 2635-1, 2635-3,
2683-4~2683-5, 2684-4~2684-5, 2686-2, 2687-2, 2688-3, 2688-6,
2689-2, 2690-2, 2691-2, 2692-3, 2692-5, 2693-4, 2694-2, 2695-2,
2696-2, 2697-2, 2698-4, 2699-2, 2700-3, 2701-5, 2702-2, 2703-2,
2704-2, 2706-3, 2706-5, 2709-3, 2711-3, 2712-3, 2712-5, 2712-7,
2714-2, 2797-2, 2798-2, 2799-2, 2800-5, 2800-7, 2801-4, 2801-6,
2802-4, 2802-6~2802-7, 2803-2, 2803-5, 2804-4, 2804-6, 2806-2,
2807-2, 2808-2, 2809-5~2809-6, 2810-4, 2848-2, 2849-4, 2849-6,
2850-3, 2850-5, 2851-4, 2851-6, 2852-3, 2852-5, 2853-4, 2853-6,
2854-4, 2854-6, 2855-2, 2856-5, 2857-2, 2858-2, 2859-3, 2859-5,
2860-6, 2860-8, 2861-2, 2862-4, 2862-6, 2863-4~2863-5, 2865, 2887-81
- 神栖市光 1-1~1-5

イ 北公共埠頭地区

- 鹿嶋市泉川 59~60, 76-4, 79-1, 79-4, 83-1~-4, 91, 94, 95-6~-8, 159-4~-10,
177-2~-8, 214-4, 232, 256, 260, 275, 290, 295, 302, 360, 370, 373, 381, 384,
387, 402~403, 405, 407, 409-1, 410, 413~415, 419, 443, 447,
449, 450, 452, 454, 1031, 1038-1, 1046, 1056, 1061, 1066, 1076, 1078, 1080,
1086-1, 1088-1~-2, 1091-1, 1091-3~-4, 1092-2~-3, 1105, 1116,
1123, 1124, 1126, 1130, 1133, 1136, 1145, 1155, 1173, 1180, 1200, 1210,
1222, 1230, 1235, 1240, 1241, 1250, 1255, 1256, 1260, 1264, 1265, 1267,
1270, 1276, 1280, 1300, 1340, 1350, 1365, 1371, 1400, 1421, 1422,
1423-2~-3, 1433-2, 1433-4, 1434-2, 1435-2, 1436-2, 1437-2, 1438-3,
1439-2~-5, 1440-2~-3, 1441-2~-3, 1442-1, 1442-3, 1442-11,
1443-3~-6, 1444-2, 1444-5, 1445-2, 1445-5, 1446-1, 1446-5,
1447-2~-4, 1448-2, 1449-1, 1449-5, 1450-1,
1450-4, 1451-3, 1451-6, 1451-7, 1452-2~-3, 1453-2~-3, 1454-3~-4,
1455-6~-8, 1456-3~-4, 1463-2, 1465-7, 1520-30~-31, 1520-5,
2050-1~-3, 2050-5, 2051~2062, 2063-1~-2, 2064~2069,
2070-10~-12, 2070-3~-9, 2074, 2085~2086, 2096~2105, 2116~2158

- 神栖市居切 90-1～90-9, 160-1, 200-1, 200-4～200-7, 230-1, 235-1, 241-1, 530-2, 530-5, 539-2～539-6, 539-8～539-12, 660-2～660-6, 680-1～680-10, 1270-3～1270-8, 1270-11, 1270-12, 1515-5～1515-10, 1535-1, 1539-2, 1539-11, 1540, 1544-27～1544-31, 1570-1, 1570-2, 1570-4～1570-9, 1570-11, 1572, 1575-1～1575-15, 1576, 1576-1, 1576-2, 1580-1, 1580-2, 1590-2, 1594, 1595-2, 1595-3, 1596, 1597, 1599-2, 1599-3, 1600-1, 1600-3～1600-6, 1613-1, 1616, 1620-1, 1620-2, 1774-6, 1744-8, 1912-294, 1912-299～1912-301, 1912-303, 1912-305～1912-306, 1912-308～1912-324, 2650-2, 2652-3, 2653-2, 2666-2, 2667-2, 2669-2, 2671-2, 2672-2, 2681-2, 2695～2698, 2702-1, 2713-2, 2719-2
- 神栖市深芝 2935-5, 2935-104～110
- ウ 北海浜地区
鹿嶋市新浜 1, 2, 3-1～-3, 4, 10～14, 17, 18-1～-2, 19～23, 25
- 鹿嶋市平井 1-325, 1-342～-353, 2262-1～-3, 2263～2264, 2265-1～-5, 2266～2267, 2268-1～-5, 2269～2270, 2271-1～-6, 2272, 2274-6, 2275, 2276-1～-9, 2277～2278, 2279-1～-11, 2280～2290
- エ 平井東部地区
鹿嶋市平井東四丁目 1-2～14, 2-1～51, 3-1～19, 4-1～7, 5-1～18, 6-1～4
- オ 神之池西部地区
神栖市東深芝 1-1～1-6, 2-2～-25, 3-1～3-11, 3-14～3-16, 4-1～4-10, 5～7, 8-1～8-5, 9-1～9-2, 10, 11-1～11-3, 12, 13-1～13-9, 14-1～14-7, 15, 16-1～6, 16-8～16-28, 17-1～16, 18-1, 18-2, 19-1～19-3, 20, 21-1～21-7, 22-1～22-24, 23-1～23-4, 23-7～23-14, 23-17～23-23, 24-1～24-3, 25-1, 25-2, 27-3, 28-1～28-9, 29～32, 33-1～33-9, 34-1～34-53, 35-1～35-3, 36～41, 2988
- カ 神之池東部地区
神栖市東和田 1-1～1-3, 2, 3-1, 3-2, 4-1, 4-2, 5～7, 8-1, 8-2, 9, 9-2, 10-1～10-31, 11, 12, 13-1, 13-2, 14～16, 17-1～17-15, 18, 19, 20-1～20-5, 21-1～21-10, 22, 23, 24-1, 24-2, 25-1～25-426, 27, 28-1, 28-2, 29-1～29-5, 30, 31-1, 31-2, 32, 33, 34-1, 34-2, 35-1～35-3, 36-1～36-4, 37-1～37-13, 38-1～38-20, 39-1～39-5, 40-1～40-5

- 神栖市奥野谷 5588-2, 5588-4, 5600-4, 5600-8, 5600-10~5600-18, 6170-1, 6170-15~6170-19, 6170-21~6170-51, 6170-52~6170-57, 6209-86, 6223-64~6223-67, 6224-297, 6224-328, 6225-40, 6225-196, 6225-821, 6225-829, 6225-830, 6225-832, 6225-833
- 神栖市深芝 3345-30, 3654-250, 3672-26, 3672-27
- 神栖市北浜 1~4, 6~13, 14-1, 14-3, 15, 16-1, 16-3, 19-1, 19-2, 27, 3671-37~3671-41, 3671-44~3671-47, 6223-55, 6223-60, 6223-61, 6318
- キ 南海浜地区
神栖市南浜 1-1, 1-5, 1-6, 1-13~1-24, 3-1~3-3, 3-5~3-12, 3-14~3-16, 3-21~3-23, 3-26~3-36, 3-45~3-50, 3-52~3-67, 3-69~3-95, 3-97, 3-99~3-160, 3-163, 3-165~3-171, 3-174~3-178, 3-180, 3-182, 3-184~3-187, 3-189~3-217, 3-219~3-232, 4~6, 7-1~7-6, 8-1~8-5, 9-1, 9-2, 10-1, 10-2, 2034-149, 2034-153, 2034-155, 2034-156, 2034-158, 4144-2, 4144-3, 4145-4, 4145-6, 4145-7, 4146-4, 4146-5, 4147, 4150, 4150-1, 4151, 4151-1
- 神栖市柳川 4144-1, 4145-1, 4145-2, 4146-1~4146-3, 4146-6
- ク 波崎地区
神栖市砂山 1~2, 3-1~3-6, 4, 5-1~5-2, 6~8, 9-1~9-3, 10-2, 11-1~11-3, 12, 13, 14-1~14-9, 15, 16-1~16-6, 17~19, 20-1, 20-2, 21, 22, 25, 26, 27-1, 27-2, 28~30, 31-1~31-22, 32-1, 32-2, 34-1~34-8, 2626-1~2626-45, 2668-3~2668-10, 2668-12~2668-17, 2668-19~2668-32, 2694-2, 2831-2, 2831-3, 2831-8, 2831-9, 2831-11, 2831-12, 2831-14~2831-23
- ケ 南公共埠頭地区
神栖市奥野谷 2090-2, 2090-5~2090-15, 2150-2~2150-6, 4186-19, 4186-22~4186-42, 4219-7, 4219-10, 4264-5~4264-11, 4418, 4558-9, 6676-4~6676-6
- 神栖市東深芝 4463-4, 4463-5
- コ 潮来工業団地
潮来市島須 3075-1, 3075-3~3075-43, 3075-45~3075-61
- カ 須賀地区
潮来市須賀 2993-1, 2994, 2999, 3036-1, 3037-1, 3037-6, 3041-1, 3041-4, 3043-1, 3045~3047, 3049-1, 3049-2, 3051-1, 3055, 3093-1, 3094, 3100-1, 3100-6, 3110-1, 3110-2, 3117-1, 3117-3, 3117-4, 3144-8, 3144-10,

- 3146-1, 3146-3, 3146-7, 3147-1, 3147-2, 3147-3, 3147-4, 3148-3,
3148-4, 3149-1
潮来市古高 3520-2, 3521-2, 3522-2, 3522-5
- シ 水原地区
潮来市水原 1395-2, 1478-2, 1478-3, 1479, 1480-1, 1483-16, 1483-18, 1486,
1489-1, 1489-3, 1489-4, 1491, 1492-2, 1492-4, 1493-1, 1493-4,
1493-5, 1493-7, 1493-8, 1493-10, 1497-2, 1497-7, 1506-2, 1703-1,
1706, 1735-8
- ス 道の駅周辺地区
潮来市前川 1298-1, 1299-1, 1300-1, 1301-1, 1302-1, 1303-1, 1304-1, 1305-1,
1306-2, 1307-1, 1308-1, 1309-1, 1310-1, 1311-1, 1312-1, 1313-1,
1314-1, 1315-1, 1316-1, 1317-1, 1318-1, 1319-1, 1319-4, 1320-1,
1321-1, 1322-1, 1323-1, 1324-1, 1325-1, 1326-1, 1326-4, 1327-1,
1328-1, 1329-1, 1330-1, 1331-1, 1332-1, 1333~1349, 1350-1, 1350-2,
1351~1367, 1368-1, 1368-2, 1369~1408, 1409-1, 1410-1,
1411~1456, 1457-1, 1457-2, 1458~1460, 1713~1714, 1715-1,
1716~1723, 1724-1, 1725-1, 1726~1735, 1737, 1796
- セ 潮来 I C 周辺地区
潮来市延方 3667-2, 3667-3, 3668-2, 3669-2, 3681-1, 3681-2, 3681-3, 3683-1,
3683-2, 3683-3, 3687~3688, 3691, 3692-1, 3692-2, 3695, 3696-1,
3696-2, 3699-1, 3699-2, 3700-1, 3703-1, 3703-2, 3704-1, 3704-2,
3705-1, 3705-2, 3707-1, 3707-2, 3707-3, 3707-4, 3709-1, 3710-1,
3713-1, 3713-2, 3713-3, 3725-2, 3725-3, 3725-4, 3726, 3729-1,
3729-2, 3730-1, 3730-2, 3733, 3734-1, 3734-2, 3737~3738,
3740~3747, 3748-1, 3931-1, 3932-1, 3933, 3935~3944, 3945-1,
3945-2, 3946-1, 3947-1, 3948-1, 3949-1, 3950-1, 3951-1, 3952-1,
3953-1, 3954-1, 3955-1

設定する区域は、令和5年10月1日現在における地番により表示したものである。